

農薬販売の

届出内容に

変更はありませんか？

- ◆ 会社の代表者が変わった
- ◆ 販売所の場所を移転した
- ◆ 支店を増やした／減らした
- ◆ 会社を法人化／個人経営化した
- ◆ 今後農薬を販売する予定がない

**2週間以内に**変更の届出が必要です

※保健所に届け出る毒物・劇物の販売業登録とは別の届出です。

※上記の事由に該当する場合は、裏面の詳細をご覧ください。

※現在の届出内容が不明な場合は下記連絡先にお問合せください。